

平成28年12月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第17351号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年9月8日

判 決

原 告 西 本 良

(以下「原告西本」という。)

原 告 大 口 正 人

(以下「原告大口」という。)

原 告 三 浦 雄 太

(以下「原告三浦」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 宮 本 寛 之

同 大 森 孝 参

同 泉 昭 博

被 告 有 限 会 社 L i b r a

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役 西 原 慶 祐

被 告 西 原 慶 祐

(以下「被告西原」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士 武 藤 洋 善

主 文

- 1 被告らは、原告西本良に対し、連帯して、88万円及びこれに対する平

成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告らは、原告大口正人に対し、連帯して、220万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、原告三浦雄太に対し、連帯して、66万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを4分し、その3を原告らの負担とし、その余は被告らの負担とする。
- 6 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- I 被告らは、原告西本に対し、連帯して、376万2000円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- II 被告らは、原告大口に対し、連帯して、797万4662円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- III 被告らは、原告三浦に対し、連帯して、438万9000円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- IV 訴訟費用は被告らの負担とする。
- V 仮執行宣言

第2 事実関係

I 事案の概要

本件は、かつて被告会社の従業員であった原告らが、その代表取締役である被告西原は、原告らに対し、暴力を振るったり、金銭を喝取したり、罰金と称して給与を支払わなかったりした（後記の本件不法行為1～10）として、被告会社に対しては、債務不履行（労働契約上の職場環境保持義務違反）を理由とする損害賠償請求権又は会社法350条に基づき、被告西原に対しては、不

法行為を理由とする損害賠償請求権又は会社法429条1項に基づき、連帯して、損害金（慰謝料，恐喝金相当額，未払給与相当額及び弁護士費用）及びこれに対する平成27年7月8日（被告会社に対する請求の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

II 基本的事実（争いのない事実）

- 1 被告会社は、①各種イベント企画・立案等，②レコード，コンパクトディスク，ビデオソフト等の録音録画物の企画，制作並びに販売等を目的として，平成15年6月27日に成立した会社であり，被告西原はその代表取締役である。
- 2 原告西本は，平成24年3月まで，原告大口及び原告三浦は同年8月まで，それぞれ被告会社の従業員であった。

III 争点及びこれに関する当事者の主張

- 1 被告西原の原告西本に対する不法行為（本件不法行為1～3）及び損害（376万2000円）

（原告らの主張）

- (1) 被告西原は，平成16年頃から原告西本が被告会社を退職する平成24年3月までの間，原告西本に対し，日常かつ継続的に暴力を振るい，暴言を発したところ（以下「本件不法行為1」という。），その内容は，具体的には，次のとおりである。

原告西本は，この継続的な本件不法行為1により精神的苦痛を受けたところ，これを金銭に換算すると300万円は下らない。

- ① 被告西原は，バットで原告西本の身体を殴る仕草をして威嚇したり，原告西本の頭部をバットの柄の部分で小突いたり，両腕で原告西本の頭を抱え込み，ヘッドロックをかけて，相当時間締め上げたり，原告西本の急所（みぞおちなど）を狙って，何度も足蹴にしたりした。

特定できるものとしては，以下のものがある。

(a) 平成16年、被告西原は、バッドの柄の部分で原告西本の後頭部を殴打し、後頭部から出血する傷害を負わせた。

(b) 平成17年、被告西原は、バッドの柄の部分で原告西本の頭部を数回殴打し、頭部打撲及び裂傷の傷害を負わせた。

(c) 平成18年、被告西原は、イベントツアー中に原告西本が遅刻したことに激怒し、複数のアーティストら衆人環視の中で、原告西本の顔面を手拳で複数回殴打した。

② 被告西原は、原告西本に対し、「アホ、ボケ、カス」「てめえ殺すぞ」などと暴言を吐いた。

(2) 被告西原は、被告会社が原告西本に対する給与が支払えないといった困窮した財務状況には全くなかったにもかかわらず、原告西本に対し、平成24年3月分の被告会社の給与20万円を支払わなかった（以下「本件不法行為2」という。）。原告西本は、本件不法行為2により、未払給与相当額（20万円）の損害を被った。

(3) 被告西原は、原告西本に対し、被告西原が経営する串カツ店「豊勝」のスタッフとして勤務するように命じ、原告西本は、平成24年4月1日から「豊勝」で勤務し始め（日給1万円）、同月26日まで22日間出勤したが、被告西原は、原告西本に対し、被告会社に原告西本が与えた損害の賠償に充てるなどと述べて、給与22万円を支払わなかった（以下「本件不法行為3」という。）。原告西本は、本件不法行為3により、未払給与相当額（22万円）の損害を被った。

(4) 原告西本は本件訴訟の追行を弁護士に委任したところ、本件不法行為1ないし3と相当因果関係のある弁護士費用は、損害合計額342万円の1割に相当する34万2000円である。

（被告らの主張）

(1) 本件不法行為1について

原告西本は、日常的に遅刻したり、営業等で外出した際にそのまま報告することなく帰宅したり、仕事上のミスを繰り返したりしていたところ、被告西原が注意をしても改まることなく、原告西本の態度やミスがあまりにひどいときに、被告西原が頭にきて、原告西本をひっぱたいたりしてしまったり、「アホ、ボケ、カス」と言ってしまったりしたことはあるが、被告西原が、原告西本に対し、日常的かつ継続的に暴力を振るったり、暴言を吐いたりしたことは否認する。

①(a)の事実を否認する。同(b)については、殴打したことが数回であること及び傷害の具体的内容については否認し（1回殴打して、頭部にけがを負わせた。）、その余は認める。同(c)については、複数のアーティストら衆人環視の中で、手拳で複数回殴打したことは否認し（1回ひっぱたいた。）、その余は認める。

(2) 本件不法行為2について

否認する。平成24年3月分給与は手渡しで支給した。

(3) 本件不法行為3について

原告西本が平成24年4月から「豊勝」で働くことになったことは認め、その余は否認する。なお、「豊勝」は、有限会社春波（以下「春波」という。なお、春波の代表取締役は白崎豊であって、被告西原は出資者にすぎない。）が経営する飲食店であり、その給与支払義務者は春波であって、被告西原ではない。

(4) 損害については否認ないし争う。

2 被告西原の原告大口に対する不法行為（本件不法行為4～7）及び損害（797万4662円）

（原告らの主張）

(1) 被告西原は、平成19年暮れ頃から原告大口が被告会社を退職する平成24年8月までの間、原告大口に対し、日常的かつ継続的に暴力を振る

うなどしたところ（以下「本件不法行為4」という。）、その内容は、具体的には、次のとおりである。

原告大口は、この継続的な本件不法行為4により精神的苦痛を受けたところ、これを金銭に換算すると300万円は下らない。

① 被告西原は、手拳、張り手で又は傘やフライパンなどを用いて、原告大口の顔面や頭部を殴ったり、突いたり、原告大口の胴体や脚を足蹴にしたり、バットの柄を振りかざして威嚇したり、本、雑誌及びバットを原告大口にめがけて投げたりした。

特定できるものとしては、以下のものがある。

(a) 平成20年、被告西原は、原告大口の顔面を手拳で殴打したところ、原告大口はその反動で身体が反り返り、後方にあるトイレのドアに頭部をぶつけ、眉毛の上に傷口が開くような傷害を負わせた。

(b) 同年10月4日、被告西原は、原告大口の首根っこをつかんで引きずり回した上、バットの先端部分で原告大口の臀部を殴打しようとして、これを防御するために臀部をその左腕でかばった原告大口の左手首周辺を強打し、左手首周辺を骨折する傷害を負わせた。

② 被告西原は、原告大口に対し、全身裸になって正座するように命じて、これを強制した。

(2) 被告西原は、平成20年頃から平成24年8月までの間、原告大口の仕事上のミスにかこつけ、罰金と称して、月額給与から控除する方法により、ほぼ毎月約3万円から約5万円を原告大口から徴収したところ、その回数は50回を下回らず、総額も100万円を下らない（以下「本件不法行為5」という。）。

原告大口は、本件不法行為5により、100万円の損害を被った。

(3) 原告大口は、平成21年9月から鉄道の軌道保守管理を業とする株式会社フジマス（以下「フジマス」という。）でアルバイトを始めた

ところ、被告西原は、脅迫的言辞を用いて、同月から平成23年4月までのアルバイト料合計244万9673円を、原告大口をして交付させた（以下「本件不法行為6」という。）。

原告大口は、本件不法行為6により、244万9673円の損害を被った。

(4) 被告西原は、原告大口に対し、「豊勝」のスタッフとして勤務するように命じ、原告大口は、平成24年1月から同年8月まで「豊勝」で勤務したが、その間、被告西原は、原告大口に対し、罰金の支払に充当するなど述べて、被告会社から原告大口に対する月給20万円のうち、月額10万円のみを支払った（以下「本件不法行為7」という。）。原告大口は、本件不法行為7により、未払給与相当額（10万円×8か月＝80万円）の損害を被った。

(5) 原告大口は本件訴訟の追行を弁護士に委任したところ、本件不法行為4ないし7と相当因果関係のある弁護士費用は、損害合計額724万9693円の1割に相当する72万4969円である。

(被告らの主張)

(1) 本件不法行為4について

原告西本同様、原告大口も、日常的な遅刻や仕事上のミスがあり、それが注意をしても改まらず、その態度やミスがひどいときに、頭にきて、原告大口をひっぱいたり、足蹴りしたりしてしまったこと、また、原告大口が被告会社の売上金を私的に使用したり、被告会社の金銭を勝手に他人に貸し付けたり、被告西原の私物を盗んだりした際に、全身裸になって正座するように命じたことは認めるが、被告西原が、原告大口に対し、日常的かつ継続的に暴力を振るったりしたことは否認する。

①(a)の事実は認める。同(b)については、首根っこをつかんで引き

ずり回したことは否認し、その余は認める。

(2) 本件不法行為5について

否認する。なお、上記(1)のとおり、原告大口は、被告会社の売上金を私的に使用したり、被告会社の金銭を勝手に他人に貸し付けたり、被告西原の私物を盗んだりしたことがあったため、その弁償として、被告西原が、原告大口に対し、その給与支給後に5000円ないし1万円の支払を求めて、これを受領したことはある。

(3) 本件不法行為6について

原告大口が、平成21年9月頃からフジマスでアルバイトを始めたことは認め、その余は否認する。なお、原告大口は、被告西原から借金をしていたところ、原告大口がフジマスでのアルバイトを始めてから、借金の返済として、毎月1万円ないし3万円を受領したことはある。

(4) 本件不法行為7について

原告大口が「豊勝」で働くようになったことは認め、その余は否認する。なお、被告会社は、原告大口に対し、平成24年1月から同年8月までの給与を支払っているが、この頃の原告大口の被告会社における勤務時間は午後1時から午後4時半までであったため（午後5時以降は「豊勝」で勤務）、その給与は毎月約5万円程度であった（月額20万円ではない。）。

(5) 損害については否認ないし争う。

3 被告西原の原告三浦に対する不法行為（本件不法行為8～10）及び損害（438万9000円）

（原告らの主張）

(1) 被告西原は、平成24年4月1日から原告三浦が被告会社を退職する同年8月までの間、原告三浦に対し、日常的かつ継続的に暴力を振るうな

どしたところ（以下「本件不法行為8」という。）、その内容は、具体的には、次のとおりである。

原告三浦は、この継続的な本件不法行為8により精神的苦痛を受けたところ、これを金銭に換算すると300万円は下らない。

① 被告西原は、原告三浦の顔面、頭部及び腹部を複数回殴打したりした。

特定できるものとしては、以下のものがある。

(a) 平成24年6月半ば頃、被告西原は、そのつま先で原告三浦の顔面を蹴るなどし、左眼充血の傷害を負わせた。

(b) 同年7月、被告西原は、原告三浦に対し、手拳で殴打をしたり、足蹴にしたりするなどの暴行を加え、身体の複数箇所から出血する傷害を負わせた。

(c) 同年8月13日、被告西原は、手拳で原告三浦の顔面を複数回殴打し、頭部2箇所及び左眉の裂傷並びに左鼓膜破裂の傷害を負わせた（加療2週間～1か月）。

② 被告西原は、2時間にわたる2000回以上ものスクワット運動を強要した。

③ 被告西原は、原告三浦に対し、複数回、全身裸になって土下座するように命じて、これを強制した。

④ 被告西原は、原告三浦に対し、被告会社の事務所の便器を舐めるように命じて、これを強制した。

⑤ 被告西原は、被告会社の事務所に遠隔操作が可能な監視カメラを設置して、原告三浦を含む従業員を常時監視可能な状態に置いた。

(2) 被告西原は、被告会社が原告三浦に対する給与が支払えないといった困窮した財務状況には全くなかったにもかかわらず、原告三浦に対し、平成24年4月分ないし同年8月分の給与（月給15万円）のうち、同年4月分及び同年5月分の一部（12万円×2か月＝24万円）及び同

年6月分ないし同年8月分の全部（15万円×3か月＝45万円）の合計69万円を支払わなかった（以下「本件不法行為9」という。）。原告三浦は、本件不法行為9により、未払給与相当額（69万円）の損害を被った。

(3) 被告西原は、平成24年5月、原告三浦が交通事故に遭ったことにより保険会社から受領した保険金30万円につき、脅迫的言辞を用いて交付させた（以下「本件不法行為10」という。）。原告三浦は、本件不法行為10により、30万円の損害を被った。

(4) 原告三浦は本件訴訟の迫行を弁護士に委任したところ、本件不法行為8ないし10と相当因果関係のある弁護士費用は、損害合計額399万円の1割に相当する39万9000円である。

(被告らの主張)

(1) 本件不法行為8について

原告三浦は敬語を使えず、また、業務中にデスクで喫煙することがあり、また、被告西原が何度注意をしても被告会社の機密情報を外部に漏らしたり、イベント撮影のための機材の準備を怠ったりすることがあったところ、注意をしても改まらず、その態度やミスがひどいときに、頭にきて、原告三浦の顔面や頭部をひっぱいたりしてしまっただことは認めるが、被告西原が、原告三浦に対し、日常かつ継続的に暴力を振るったりしたことは否認する。

①(a)(b)の事実は否認する。同(c)については、殴打回数が複数回であること及び頭部2箇所に傷害を負わせたことは否認し（殴打回数は1回である。）、加療期間は知らず、その余は認める。②については、スクワット100回をさせてしまったことが三、四回ほどあったことは認める。③については、1回だけ裸で土下座させてしまったことは認める。④は否認する。⑤は認める（被告西原が被告会社の事務

所を不在にすると、すぐに原告らは仕事をさぼったりしていたし、また、被告会社の備品や被告西原の私物が盗まれることもあったことから防犯の意味を込めてカメラを設置していた。)

(2) 本件不法行為 9 について

平成 24 年 8 月分の給与が未払であることは認め、その余は否認する。いずれも手渡しで支給している。

(3) 本件不法行為 10 について

原告三浦が、平成 24 年 5 月、交通事故に遭い保険会社から 30 万円の保険金を受領したことは認め、その余は否認する。被告西原が、原告三浦に対し、アーティストへの報酬支払に充てさせてほしいと依頼したところ、原告三浦がこれに応じて 30 万円を交付してくれたものである(したがって、この 30 万円は返還する。)

(4) 損害については否認ないし争う。

4. 消滅時効

(被告らの主張)

原告らの被告西原に対する民法 709 条に基づく請求及び原告らの被告会社に対する会社法 350 条に基づく請求については、催告時(平成 27 年 2 月 9 日[なお、訴え提起は平成 27 年 6 月 23 日])において 3 年を経過している部分につき、消滅時効を援用する。

(原告らの主張)

原告らの主張する被告西原による不法行為は、いずれも原告らが被告会社を退職するまでの継続的に行われていたものであるから、消滅時効の起算点は原告らが被告会社を退職したときとなる(原告西本は平成 24 年 3 月、原告大口及び原告三浦は同年 8 月)。

第 3 当裁判所の判断

I 時機に後れた攻撃防御方法(本件不法行為 3, 6 及び 7 について)

被告らは、原告らによる本件不法行為3、6及び7の主張（請求拡張に係る部分）が、争点整理が終盤となった平成28年4月19日に至って追加されたことから、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきであると主張する。確かに、被告らが述べるとおり、同日の第4回弁論準備手続期日においては、それ以前の当事者双方の主張を前提に、当事者双方からの陳述書提出が予定されていたところであるが、同時に、同期日に弁論準備手続を終結することまでは予定されていなかったことからすれば、その主張時期の当否はともかく、これにより訴訟の完結を遅延させることになることまでは認められないから、民訴法157条の要件を充足せず、これを却下することはできない。

II 本件不法行為1～10について

1 本件不法行為1、4及び8（日常的かつ継続的な暴力等）について

【原告ら】

(1) 証拠（甲1～11、14～16、乙3、原告西本本人、原告大口本人、原告三浦本人、被告西原本人兼被告会社代表者本人（以下、単に「被告西原本人」という。）。ただし、甲14～16、乙3、原告西本本人、原告大口本人、原告三浦本人、被告西原本人については、以下の認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下に列挙した各事実が認められ、これらからすれば、原告らが主張する本件不法行為1、4及び8のうち認定することができる事実は、以下のとおりである。

① 本件不法行為1（原告西本に対するもの）

ア 原告西本は、平成15年6月から被告会社で仕事をするようになり（正式に従業員になった時期が同時期であることまでは認定できないが、遅くとも平成16年7月には従業員となった。）、平成24年3月に被告会社を辞めた。

イ 原告西本は、仕事上のミスをしたり、遅刻をしたり（ツアー中にアーティストを待たせたりすることもあった。）することがあったところ、平成16年半ば頃以降、被告西原から、上記のようなミスや遅刻等を理由として、暴力を振るわれたり、「アホ、ボケ、カス」といった暴言を寄せられたりするようになった。

暴力のうち、具体的に特定できるものとして、被告西原が、㊤平成17年、バットの柄の部分で原告西本の頭部を殴打し、頭部打撲の傷害を負わせたこと、㊦平成18年のイベントツアー中、原告西本の顔面を殴打したことは当事者間に争いが無い（㊤に係る傷害の程度については、被告らはけがを負わせたという程度でしか認めていないが、バットを用いていることからすれば、少なくとも頭部打撲程度の傷害を負わせたことは十分に推認することができる一方、頭部裂傷の傷害を負わせたことを認めるに足りる客観的証拠はない。また、㊤㊦に係る殴打回数についても、同様にこれを認めるに足りる証拠はなく、その他、原告らが具体的に特定して主張する平成16年のものについても、これを認めるに足りる証拠はない。）。

上記認定の暴力があったことに加え、後記②③のとおり、被告西原は、原告大口や原告三浦に対しても、素手で又はバットを用いて暴力を振るい、その結果、骨折や鼓膜破裂等の傷害を負わせていることが認められ、さらに、被告西原自身、自分の父親から連日殴られて成長してきたものであり、他人に暴力を振るってはいけないと思っていたが、結果的に原告らに暴力を振るってしまったと述べていること（被告西原本人）からすれば、他人に暴力を振るうことに対する抵抗感が希薄であることがうかがわれるところである。

これらの事情からすれば、被告西原は、原告西本に対し、平成16年半ば頃以降、原告西本が平成24年3月に被告会社を辞めるまでの間、継続的に、バットで小突く、殴る、足蹴にするといい暴力（傷害を負わせるに至らないものも含む。）を振るったり（ただし、主として暴力を振るった期間は、原告大口が被告会社の従業員となった平成19年4月までであったと認められる〔原告西本本人、原告三浦本人〕。）、「アホ、ボケ、カス」といい暴言を発したりしていたと認めることができる（もっとも、原告西本が述べる自身の勤務状況〔多ければ1年の半分くらいは営業活動で外出し、事務所に出ないこともあった。〕と被告西原の勤務状況〔打合せ等で外出して、1週間に一、二回しか事務所に出勤しないこともあった。〕からすれば、原告西本が述べるように、毎日のように暴力や暴言があったと認定することまではできない。）。

② 本件不法行為4（原告大口に対するもの）

ア 原告大口は、平成19年2月から被告会社で仕事をするようになり（正式に従業員になった時期は同年4月である。）、平成24年8月に被告会社を辞めた。

イ 原告大口は、仕事上のミス（人の話をよく聞かなかつたり、確認不足だったりして、指示されたとおりの業務を履行できないなど）をしたり、遅刻をしたりすることがあったところ、平成19年4月以降、被告西原から、上記のようなミスや遅刻等を理由として、暴力を振るわれたり、全身裸になって正座するように命じられて、これに従わされたりした。

暴力のうち、具体的に特定できるものとして、被告西原が、④平成20年、原告大口の顔面を手拳で殴打したところ、原告大口

はその反動で身体が反り返り、後方にあったトイレのドアに頭部をぶつけ、眉毛の上に傷口が開くような傷害を負わせたこと、④同年10月4日、バットの先端部分で原告大口の臀部を殴打しようとして、これを防御するために臀部をその左腕でかばった原告大口の左手首周辺を強打し、左手首周辺を骨折する傷害を負わせたことは当事者間に争いが無い（なお、④に先だって、原告大口は、「首根っこをつかんで引きずり回された」旨主張しており、被告らはこれを否認しているところ、原告大口自身、「引きずり『回された』」というのは大げさかもしれないと供述しているのであって、同事実は認められない。）。そして、原告大口は、④の治療のため、同月14日に入院して観血手術を受け（同月16日退院）、その後通院加療を継続し、平成22年4月2日に再入院して異物除去手術を受け（同月4日退院）、同月12日に受診し終えた。

上記認定の暴力があったことに加え、上記①で認定した事実ないし事情からすれば、被告西原は、原告大口に対し、平成19年4月以降、原告大口が平成24年8月に被告会社を辞めるまでの間、継続的に、バット等の物や素手で小突く、殴る、足蹴にするといった暴力（傷害を負わせるに至らないものも含む。）を振るっていたことが認められる（もっとも、原告大口も、被告西原が打合せ等で外出して、1週間に一、二回しか事務所に出勤しないこともあった点について認めており、このことからすれば、原告大口が述べるように、毎日のように暴力や暴言があったと認定することまではできない。さらに、後記③のとおり、原告三浦は、平成23年3月から被告会社でアルバイトをしていたところ、原告大口が被告西原から振るわれていた暴力を目の当たりに

しながら、同年9月に被告会社に入社したものであり、この点からしても、原告大口が毎日のように暴力を振るわれていたとは考え難い。)

③ 本件不法行為8 (原告三浦に対するもの)

ア 原告三浦は、平成23年3月から被告会社で仕事(アルバイト)をするようになり(正式に従業員になった時期は同年9月である。)、平成24年8月に被告会社を辞めた。

イ 原告三浦は、平成24年4月以降、被告西原から、暴力を振るわれたり、スクワット運動を一定回数(少なくとも100回を超える回数)行うように命じられて、これに従わされたり、全身裸になって正座するように命じられて、これに従わされたりした。また、被告西原は、被告会社の事務所内に遠隔操作が可能な監視カメラを設置して、そこから徒歩圏内にある「アジト」と呼ばれていた場所から原告三浦を含む従業員を監視したりもした。さらに、被告西原は、原告三浦に対し、被告会社の事務所の便器を舐めるように命じて、これに従わせた(被告らはこれを否認するが、原告大口及び原告三浦は、この点につき、被告西原から原告三浦が事務所のトイレ掃除を命じられ、上記監視カメラを通じてその様子を観察していた被告西原が、きれいに掃除できたのなら便器を舐められるだろうと言い、実際にやるように命じ、原告大口を「アジト」から事務所に向かわせて、舐める様子を確認させたと供述しているところ、その内容は相当に具体的であり、作り話として思いつくような内容とは考え難いこと、被告西原のこの点に関する供述は、上記監視カメラにトイレの便器は映らないというものにとどまることなどからすれば、同事実を認定することができる。)

暴力のうち、具体的に特定できるものとして、平成24年8月13日、被告西原が、手拳で原告三浦の顔面を1回殴打し、左眉の裂傷及び左鼓膜破裂の傷害を負わせたことは当事者間に争いがない（ただし、殴打回数が1回を超えること、頭部2箇所には傷害を負わせたこと及び加療期間については、これを認めるに足りる証拠はない。また、その他、原告らが具体的に特定して主張する同年6月半ば頃及び同年7月のものについても、これを認めるに足りる証拠はない。）。

上記認定の暴力があったことに加え、上記①②で認定した事実ないし事情からすれば、被告西原は、原告三浦に対し、同年4月以降、原告三浦が同年8月に被告会社を辞めるまでの間、継続的に、素手で殴る、足蹴にするといった暴力（傷害を負わせるに至らないものも含む。）を振るっていたことが認められる（もっとも、上記①②と同様に、毎日のように暴力を振るわれていたと認定することまではできない。）。

(2) 以上で認定した被告西原の原告らに対する各不法行為の内容や程度（加療に要した期間も含む。）、その他本件に表れた一切の事情に照らせば、原告らの被った精神的苦痛に対する慰謝料としては、原告西本については80万円、原告大口については200万円、原告三浦については30万円をもって相当と認める。

2 本件不法行為2, 7及び9（被告会社給与の未払）について【原告ら】

原告らは、被告会社が原告らに対する給与が支払えないといった困窮した財務状況には全くなかった以上、給与の未払は、被告西原による不法行為や被告会社に対する任務懈怠、被告会社による債務不履行（職場環境保持義務違反）に当たる旨主張するが、上記事実のみで給与の未払

が不法行為等を構成すると解することはできないのであって、この点に関する原告らの主張は主張自体失当である。

また、原告大口は、原告大口の給与に関しては、上記事実のほか、罰金と称して半額しか支給されなかった旨主張するところ、原告大口について、平成24年1月から同年8月までの間の被告会社における勤務時間が午後1時から午後4時半頃までであることは当事者間に争いがなく、同事実からすれば、そもそも上記期間の給与額が月額20万円であったと認めることはできない。

以上のとおりであって、本件不法行為2、7及び9は認められない。

3 本件不法行為3（「豊勝」給与の未払）について【原告西本】

証拠（乙4～6）及び弁論の全趣旨からすれば、そもそも「豊勝」における勤務について給与を支払うべき主体は春波であることが認められ、そうすると、この点に関する原告らの主張は主張自体失当である。なお、原告西本は、被告西原は、春波の代表者である白崎豊から、原告西本の平成24年3月分の給与を受け取りながら、これを原告西本に交付しなかった旨供述するが、推測に基づくものであって、同事実を認めることはできない。

以上のとおりであって、本件不法行為3は認められない。

4 本件不法行為5及び6（被告会社給与やアルバイト料からの金銭喝取）について【原告大口】

証拠（原告大口本人、被告西原本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告大口が被告会社から受領した給与の一部及びフジマスのアルバイト料の一部が、被告西原に交付されており、その額は合計で少なくとも100万円になることが認められる（なお、この点、原告大口はフジマスのアルバイト料については、「全部持ってこい」と被告西原に言われ、振り込まれるとその全部を被告西原に交付していた旨供述するが、フジマ

スのアルバイト料が振り込まれている通帳〔甲12〕の履歴をみても、振込み後直ちにその全額が引き出されているわけではないことが認められ、必ずしも全額が被告西原に交付されたことを認めることはできない。)

この点、原告大口は、遅刻をしたり、被告西原の言うとおりにしなかつたりした際の罰金であると称して金銭を交付させられていた旨供述するが、他方で、交付した金銭には借金の返済や弁償金も含まれていたとも述べているのであって(被告西原は、全て借金の返済や弁償金〔被告西原の私物を盗んだり、被告会社の金銭を私的に流用したりしたことに対するもの〕として受領していた旨述べている。)、このことからすれば、仮に、被告西原による金銭の喝取があったとしても、その額は不明というほかない。

以上のとおりであって、本件不法行為5及び6は認められない。

5 本件不法行為10(保険金の喝取)について【原告三浦】

原告三浦が、平成24年5月に受領した交通事故の保険金30万円が、原告三浦から被告西原に交付されたことは当事者間に争いが無い。この点、原告三浦は、保険金受領の事実を知った被告西原から「持ってこい」と脅迫された旨供述し、被告西原は、被告会社のアーティストに対する支払に充てるために依頼して使わせてもらった旨供述するところであるが、前記Ⅱ1(1)③で認定した原告三浦に対する被告西原の暴力の状況からすれば、原告三浦の自由な意思によって、被告西原の要求を断ることはできなかつたし、そのことは被告西原においても認識した上で、30万円の交付を求めたものと認められるのであって、そうするとこの30万円は被告西原に脅し取られたものと評価できる。

以上のとおりであって、本件不法行為10に関する原告三浦の主張は認められる。

6 弁護士費用について

原告らが本件訴訟の追行を弁護士に委任したことは当裁判所に顕著であるところ、原告西本については80万円（本件不法行為1）、原告大口については200万円（本件不法行為4）、原告三浦については60万円（本件不法行為8及び10）の各1割に相当する金額を、上記の各不法行為と相当因果関係のある弁護士費用であると認める。

そうすると、本件不法行為1による原告西本の損害額は88万円、本件不法行為4による原告大口の損害額は220万円、本件不法行為8及び10による原告三浦の損害額は66万円となる。

Ⅲ 消滅時効について

被告らは、本件不法行為1、4及び8に関して、消滅時効（民法724条）を主張するが、前記Ⅱ1(1)で認定したとおり、これらは、原告らそれぞれに対する個々の不法行為ではなく、それぞれが被告会社を退職する時点までの継続的な不法行為と評価できるから、その消滅時効の起算点は、継続的不法行為の終期である原告らそれぞれの被告会社退職時と解すべきである。

そうすると、原告らが被告らに対する催告を行った時点である平成27年2月9日（甲3）においては、いずれも消滅時効期間の満了前であり、原告らは、同年6月23日に本件訴えを提起しているから、時効は中断していることになる。

よって、この点に関する被告らの主張は採用することができない。

Ⅳ 以上からすれば、原告らの請求は、被告西原に対しては不法行為に基づき、被告会社に対しては会社法350条に基づき、連帯して、①原告西本に対しては88万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、②原告大口に対しては220万円及びこれに対する同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合に

よる遅延損害金，③原告三浦に対しては66万円及びこれに対する同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求め
る限度で理由があるから，その限度でこれを認容し，その余の請求はいず
れも理由がないから，これを棄却することとする。

東京地方裁判所民事第24部

裁判官 武 部 知 子

これは正本である。

平成28年12月1日

東京地方裁判所民事第24部

裁判所書記官 岡野翔平

